

財政健全化計画書

鳥取県日野町

第1 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析

平成初頭に、庁舎建替や道路等公共投資を行ったこと。
平成12年の鳥取県西部地震からの復興に地方債を多数発行し、その返済時期が平成17年から平成30年ごろに集中してしまったこと。
比率の分母である標準財政規模が縮小したこと。これは普通交付税が減ったためであり、借入した当時、公債費の一部は後年度において交付税で措置されることとなっており普通交付税が大幅に減ってしまうことは予測は出来なかった。実際には、公債費への措置はされていたが、その他の部分が大幅に減少となった。

主な過去の地方債発行及び残高は以下のとおりである。

事業名	許可年度	借入金額	21末残高
臨時財政対策債	H13～	1,080,400	883,050
震災関連	H12～H14	1,444,100	850,052
庁舎建設	H4	340,000	162,250
統合保育所	H16	176,400	148,517

(単位:千円)

第2 計画期間

平成21年度から平成25年度まで5年間

第3 財政の早期健全化の基本方針

- ・適正規模の行財政運営を行う。(身の丈にあった行政サービス)
- ・町債の計画的な発行により、中長期的な視点を持って行財政運営を行う。
- ・経常経費の抑制。(物件費、人件費等)
- ・財政規律を厳守し、重点的な予算配分に努める。
- ・貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進し行政改革に役立てる。

第4 実質公債費比率を早期健全化基準未満とするための方策

負担金など義務的なものや住民の生命財産に係るもの等緊急性があるものだけ地方債を発行する。(今後予定されている地方債を発行する事業は次のとおり。臨時財政対策債、奥日野広域農道整備事業、広域基幹林道宝仏山線開設事業、小学校耐震工事、共同受信施設、町道橋梁修繕、防火水槽整備)

平成18年度から下水道料の引上げを実施し準元利償還金繰出金の抑制しており、引き続き抑制に努める。

町民には、上記の下水道使用料の値上げや固定資産税率の引き上げ等で、以前よりも不自由な生活を強いているが、数回にわたる説明会を行い、財政の現状についての理解は得られていると考えている。また、今後についても町民の立場で理解しやすい資料を作成し公表する。

現在本町が加入している一部事務組合の西部広域行政管理組合、三町衛生施設組合にも負担金の軽減を図るなど引き続き事業の精査を求める。

一部事務組合である日野病院へ今後も健全経営化のための対策をとるよう求める。

歳出については人件費、補助費、物件費等の抑制を引き続き行っていく。

第5 各年度ごとの第4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

現状の分析

現在のところ住民説明会にて説明した推計どおり順調に推移している。歳出では高齢者医療等の法改正、インフルエンザ対策など以前には想定していなかった歳出も生じており今後の推移が捉えにくい。また西部広域行政管理組合等一部事務組合への負担金も財政を圧迫している。また歳入では税源委譲などの要因で地方税は現在のところ一定水準を保っているが、今後、高齢化が進み現役世代が減少することにより税収も減少するものと見込まれている。

推計内容の考え方、主な事項

a 人件費

平成17年度以後、20%以上の職員を削減しているが引き続き2減1増で算定。

b 物件費

長期継続契約の活用、各費目の見直しを引き続きを行い算定。

c 補助費

平成21年度以降の増は国の財政措置を反映し、病院への負担金を増額で算定。

また、平成24年以降は三町衛生施設組合の負担金が公債費の償還終了により減となる予定。

d 繰出金

平成21年度は地域活性化・経済危機対策事業を活用した普通建設費に充当する繰出金を計上。その後は、起債償還のピークが過ぎるため徐々に減少。

e 普通建設費

奥日野広域農道整備事業、広域基幹林道宝仏山線開設事業、小学校耐震工事、共同受信施設、町道橋梁修繕、防火水槽整備

推計表

別添のとおり

第6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

上記の行財政改革を進めることにより平成25年度には早期健全化基準を下回る予定である。

年度	年度					
	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成21年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)
健全化判断比率						
実質赤字比率	- (15)	- (15)	-	-	-	-
連結実質赤字比率	- (20)	- (20)	-	-	-	-
実質公債費比率	31 (25)	30.2 (25)	27.2	26.1	25	24.7
将来負担比率	236.1 (350)	196.3 (350)	194	190	189	189

第7 その他の財政の早期健全化に必要な事項

臨時財政対策債の交付税措置は通常、公的資金の償還期間をもとに20年に渡って措置されるが、市中銀行などで借入を行った場合はそのような長期の借入をすることはできず、借入後の数年は交付税措置を大幅に上回る償還を強いられている。

本計画の臨時財政対策債は、公的資金に準じた20年で償還すると仮定しており、実際の地方債発行の際も、公的資金か地方公共団体金融機構の資金を活用する必要がある。

(参考) 直近5年間の臨時財政対策債(市中銀行分)の返済額と交付税措置額

項目	年次				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
償還額	12,146	15,856	17,287	28,096	38,164
交付税措置額	1,753	1,753	9,156	12,782	13,810